あさぎ

C1-4　241030

足立区

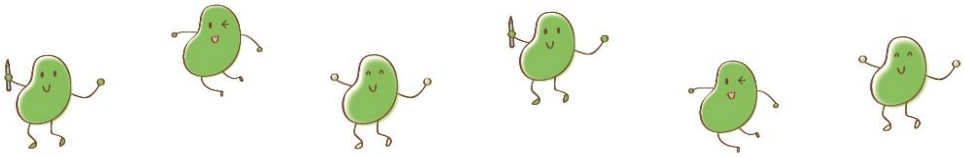

学び直しをお考えの
ひとり親家庭等の方またはそのお子さんを応援します！

足立区ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業のご案内

高校を卒業されていないひとり親家庭等の方（注）またはそのお子さん（20 歳未満）が、より良い条件での就職や、より高度な職業訓練を受けるために、高校卒業程度認定試験合格のための講座を受けるとき、受講開始時及びこれを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高校卒業程度認定試験に合格した場合にも受講費用を支給します。

（注）離婚前でひとり親家庭等の親となることが見込まれる方も対象となる場合があります。
詳しくはご相談ください。

事業の対象者

ひとり親家庭等の方など
大学入学資格のない方。（高校、高等専門学校、中等教育学校、専修学校高等課程などを卒業していない方）

受　給　要　件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- 足立区内に住所を有するひとり親家庭等の方、またはそのお子さん（２０歳未満）（※）
  （※）給付金の申請時（受講開始時、受講修了時、合格後）において、お子さんが２０歳未満である場合に対象となります。
- 過去にひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給を受けていない方
- 自立支援プログラムの策定を受けている方

支　給　額

本人が支払った受講費用の６０％（支給の上限は、通信の場合**１５万円**まで、通学又は通学・通信併用の場合**３０万円**までです）。
講座（通信講座を含む）を受けて、受講開始時に対象となる費用の４０％、修了した際に１０％を支給。（受講開始時と受講修了時に合算で、通信の場合**１２万５千円**まで、通学又は通学・通信併用の場合**２５万円**までです）。
対象講座の受講修了日から ２ 年以内に高校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に、残りの費用を支給。（通信の場合、全て合算で**上限１５万円**、通学又は通学・通信併用の場合、全て合算で**上限３０万円**）
対象となる費用は、入学金・受講料・教科書教材費及びこれらにかかる消費税です。

裏面あり

申 請 の 流 れ

事 前 相 談

⇩

面談予約　希望する講座の申込期限３ヶ月前までの日にちで面談を予約します。

⇩

面談（１回目）　手続きの流れや必要書類等についてご説明します。

⇩

講座の資料請求　希望する講座を選択後、スクールへ資料請求を行います。

⇩

面談（２回目）　自立支援プログラム策定の申請及び策定が必要となります。

⇩

講座指定申請　希望する講座の申込期限１ヶ月前までに申請手続きが必要となります。

⇩

指定可否の審査（指定可の通知を受けた方⇒受講申込）

⇩

受講開始

⇩

給付金の支給申請（受講開始時）　※　対象講座の受講開始日から３０日以内となります。

⇩

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

⇩

受講修了

⇩

給付金の支給申請（受講修了時）　※　対象講座の受講修了日から３０日以内となります。

⇩

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

⇩

合格

⇩

給付金の支給申請（合格後）
※　対象講座の受講修了日から２年以内に全科目合格した場合、合格した日より４０日以内となります。

⇩

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

※　ご相談は予約制になりますので、下記までご連絡をお願いします。
※　生活保護を受給中の方は、担当のケースワーカーにご相談ください。

お問合せ先：　足立区福祉部親子支援課
事業係（豆の木相談室）
電　話：　03-3880-5932
ＦＡＸ：　03-3880-5573